

宮城県監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した「公社等外郭団体における出資金，委託金，補助金等の管理状況について」に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成21年3月27日

宮城県監査委員	畠山和純
宮城県監査委員	袋正
宮城県監査委員	遊佐勘左衛門
宮城県監査委員	谷地森涼子

平成20年度

行政監査報告書

平成21年3月

宮城県監査委員

目 次

第 1	行政監査の趣旨	2
第 2	監査の対象及び目的	2
1	監査の対象	2
2	監査の目的	2
第 3	監査の概要	2
1	監査対象年度	2
2	監査対象機関	3
3	実施期間	3
4	監査の方法	3
第 4	公社等に対する県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果等	4
1	企画総務課：宮城県土地開発公社	4
2	" ：株式会社 東北ハンドレット	6
3	総合交通対策課：仙台臨海鉄道株式会社	8
4	廃棄物対策課：財団法人 宮城県環境事業公社	10
5	社会福祉課：社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	12
6	新産業振興課：株式会社 インテリジェント・コスモス研究機構	14
7	国際経済課：株式会社 仙台港貿易促進センター	16
8	" ：財団法人 みやぎ産業交流センター	18
9	農業振興課：社団法人 宮城県農業公社	20
10	農業園芸環境課：社団法人 みやぎ原種苗センター	22
11	畜産課：石巻埠頭サイロ株式会社	24
12	道路課：宮城県道路公社	26
13	空港臨空地域課：仙台空港鉄道株式会社	28
第 5	監査の意見	30
1	資産運用について	30
2	財務全般のチェックについて	30
3	県負担の軽減に対する寄与について	30
4	公社等のあり方について	30
5	まとめ	31

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務が適正及び経済性・効率性・有効性の観点から執行されているかについて監査を実施するものである。

第2 監査の対象及び目的

1 監査の対象

公社等外郭団体における出資金、委託金、補助金等の管理状況について

2 監査の目的

地方自治体の財政破綻を未然に防止する目的で「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」という。)が平成19年6月22日に公布された。

健全化法では、自治体の財政状況を客観的に表し財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、4つの指標の公表を義務付けている。

新たに加えられた指標の「将来負担比率」は、地方公社や損失補償を行っている出資団体等に係るものも含めた負債が自治体財政に占める割合のことで、一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえる。

健全化法が公布され、県財政が危機的状況にあることを踏まえ、今回の行政監査は、県が出資した公社等外郭団体(「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」及び「同条例施行規則」に規定する指定要件に基づき、県が平成20年度に指定した75団体。以下「公社等」という。)の中で、県が借入金の債務保証を行っている公社等については、県の「将来負担比率」の引き下げを図る視点から、また、経営が安定していて財務状況が良好であると見られる公社等については、いかに県に貢献できるかなどの視点から、県の公社等に対する指導・支援の状況を監査することとした。

第3 監査の概要

1 監査対象年度

平成19年度とした。ただし、必要に応じて、過年度についても調査し、平成20年度の状況についても参考にした。

2 監査対象機関

公社等の中から13団体抽出し、これらを所管する県の担当課11課を監査対象機関として選定した。

3 実施期間

平成20年11月から平成21年2月まで

4 監査の方法

監査は、監査対象機関から事前に提出された行政監査調書等により、事務局職員による事前調査を行い、その結果を踏まえて委員による監査を実施した。

「第4 公社等に対する県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果等」における「(1) 団体の概要・財務状況等」の「県の組織存廃方針」及び「県の支援区分」は、「第 期宮城県公社等外郭団体改革計画における公社等外郭団体の分類表」に基づくものである。

1 県の組織存廃方針(4分類)

存続、当面の存続、統合、廃止

2 県の支援区分(4分類)

(1) 自立支援：収支状況が良好であり更なる経営改善を目指す公社等など。

(2) 改善支援：業務実績の停滞や欠損金の計上、又は組織の在り方の検討など、経営改善の必要がある公社等。

(3) 重点改善支援：改善支援と区分された公社等のうち、経営改善に相当程度の支援が必要な公社等。

(4) 進行管理：廃止又は統合する時期が決定しており、計画の着実な進行を注視する必要がある公社等。

第4 公社等に対する県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果等

1 企画総務課:宮城県土地開発公社

(1) 団体の概要・財務状況等(平成19年度末現在)

団 体 名	宮城県土地開発公社		県の組織存廃方針	当面の存続
			県の支援区分	重点改善支援
設 立	昭和57年12月1日		所 在 地	仙台市青葉区
資本金(基本金)	5000万円		県出資額・率	5000万円・100%
職 員 数	常勤役員2人,常勤職員18人			
出 資 目 的 (設 立 目 的)	公共用地,公用地等の取得,管理,処分等を行うことにより,地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。			
主 な 事 業	公共用地,公用地等の取得,管理,処分,工業団地等の造成			
県からの財政的 支援 (100万円未満切捨て)	貸付金	27億1500万円	土地取得特別会計融資	
	債務保証額(期末残高)	183億8100万円	事業資金債務保証	
剰余金・欠損金等 (100万円未満切捨て)	剰余金等	60億4000万円		
	(内訳)現金・預金	9億6700万円		
	事業未収金 用地等	1億4700万円 49億2400万円	繰越代金 完成土地 ほか	

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体では,これまで経営健全化に向け,退職者の未補充など人員削減等を実施しており,近年は団体独自の新たな大型造成事業への対応が困難な状況となっている。このため,大和リサーチパーク用地及び仙台北部中核都市奥田地区工業用地等の新たな造成事業に伴い,平成19年度中に5名,平成20年9月に2名を増員し,調査時点では7名の県職員を派遣していた。

保有土地の販売促進等に向け,関係課(産業立地推進課等)と協力し,情報交換しながら,積極的に販売活動の支援を行ったとしている。

今後は,新たな経営健全化計画の見直しに向けた取り組みが着実に進むよう,随時指導を行うとともに,団体の経営安定に向けた運営方法等についても検討を重ねながら,保有土地の販売促進に向けて,支援していくとしている。

また,県が団体の事業資金債務保証をしているため,造成土地の早期処分に向け,引き続き関係機関と連携を図ることや土地分譲等成約報酬制度の周知・活用等について,助言・指導するとしている。

なお,今後の大規模な土地取得に関する県の予定は聞いていないとしている。

(3) 監査の所見・課題等

- イ 県の債務保証額が183億円余りに上っている。これは、健全化法で言う県の将来負担比率を押し上げており、債務保証額を軽減する方向で指導・助言する必要がある。
- ロ 団体では保有する現金・預金等を運転資金としているが、運転資金は事業計画を立てた上で、それに見合った額とすべきである。土地造成事業だからといって、運転資金に約10億円が必要かどうか、団体に改めて検討させてはどうか。
- ハ 県は、大崎市三本木に所在する「保健医療福祉中核施設用地（いわゆる三本木用地）」など、長期保有地の利活用方針の検討を進め、早期に結論を出す必要がある。
- ニ 団体が先行取得した「三本木用地」は、県が買い取ることになっているとして、時価評価額を調査していないことが認められた。「三本木用地」について、今後の土地利用等を検討する際には、時価の把握が必要不可欠である。
- ホ 他県においては、土地開発公社を廃止する動きも見られる。県において今後の大規模な土地取得の予定がなく、かつ、団体が保有する販売土地が大幅に減少すれば、団体の廃止に向けた検討も必要である。

2 企画総務課:株式会社 東北ハンドレット

(1) 団体の概要・財務状況等(平成19年度末現在)

団 体 名	株式会社 東北ハンドレット (平成20年6月1日「株式会社 ベガルタ仙台」へ改称)		県の組織存廃方針	存続
			県の支援区分	自立支援
設 立	平成6年10月7日		所 在 地	仙台市青葉区
資 本 金 (減資後)	23億2850万円 (4億5384万円)		県出資額・率	5億8200万円・24.9% (1億1343万円・24.9%)
職 員 数	常勤役員2人, 常勤職員14人			
出 資 目 的 (設立目的)	仙台市をホームタウンに宮城県を基盤とするプロサッカーチーム「ベガルタ仙台」を地域共有の財産とし, 県民・企業・行政が一体となった支援を行うことによって, 青少年の健全育成, 豊かなスポーツ文化の振興, 地域活性化を推進する。			
主 な 事 業	プロサッカーチーム「ベガルタ仙台」の運営, サッカーその他各種スポーツを通じた地域社会への貢献のための事業など			
県からの財政的 支援 (100万円未満切捨て)	補助金	2000万円		
剰余金・欠損金等 (100万円未満切捨て)	繰越欠損金	18億7400万円	減資により解消(H20.5.29)	

注) 主な出資者は, 宮城県, 仙台市, 東日本ハウス(株)である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

県担当課では, 「ベガルタ仙台」は, 地域の共有財産として, スポーツ文化の向上や青少年の健全育成に寄与しているほか, 地域一体感の醸成や経済活性化の面で大きく貢献しており, 存続が必要な団体と認識している。

事業費が下降傾向にあるのは, 戦力補強の分野なども含め, “身の丈” に合った経営に努めたためである。

団体には巨額の繰越欠損金があったが, 平成20年5月末の減資により, 解消された。

団体はプロサッカーチームを運営する民間会社であるが, 県は, 「無償減資」及び「自立的な運営基盤の確立に向けた経営改善」について指導・支援を行ってきたとしている。

今後は, 中長期ビジョン及び中期経営計画の着実な実施により, 自立的な経営が行われるよう指導・助言を行っていくとしている。

減資により経営健全化が見込まれることから, 平成21年度以降, 財政的関与はしない方向で検討している。また, 官民一体の地域支援組織「ベガルタ仙台ホームタウン協議会」への参画を通じて, 支援を継続するとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 団体は繰越欠損金を解消するため減資を行ったが、このことは、県の出資金、すなわち県民の財産が失われたことに他ならない。県は出資者の立場から、このような事態を招かないよう、団体の経営に積極的に関与し、財務状況を把握するとともに、指導・助言する必要があった。

ロ 団体はプロスポーツ運営会社である。チームは地域社会に貢献していることは評価するが、行政が補助金によって運営を支援することは望ましい状況とは言えない。「ベガルタ仙台ホームタウン協議会」への支援についても、広く県民のスポーツ振興を図ることになるように配慮すること。

ハ 先ごろ、民間から社長が就任したので、その経営手腕に期待する。

3 総合交通対策課: 仙台臨海鉄道株式会社

(1) 団体の概要・財務状況等(平成19年度末現在)

団 体 名	仙台臨海鉄道株式会社		県の組織存廃方針	存続
			県の支援区分	自立支援
設 立	昭和45年11月7日		所在地	仙台市宮城野区
資本金(基本金)	7億2000万円		県出資額・率	2億4000万円・33.3%
職 員 数	常勤役員4人, 常勤職員91人			
出 資 目 的 (設 立 目 的)	仙台港及びその背後の工業地帯と全国鉄道網を結ぶ唯一の貨物鉄道として, 仙台港地区の発展に寄与する。			
主 な 事 業	鉄道事業, 日本貨物鉄道(株)からの委託業務, 貨物自動車運送事業など			
県からの財政的 支援 (100万円未満切捨て)				
剰余金・欠損金等 (100万円未満切捨て)	剰余金等	12億6500万円		
	(内訳)別途積立金 繰越利益剰余金	10億0000万円 2億6500万円	運用資金(投資有価証券) 現金・預金等	

注) 主な出資者は, 宮城県, 日本貨物鉄道(株), 三菱マテリアル(株)である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体は, 財務状況が良好と見られており, 県からの財政的支援及び職員の派遣は, 行われていない。当期利益のうち, 営業外収益(有価証券利息・受取配当金)が大きく増加しているが, 本業の鉄道事業は赤字となっている。

剰余金のうち2億円余りを運転資金に充てている。また, 別途積立金は団体の「設備投資10ヵ年計画」(平成19~28年度)によると, 設備更新に6億2800万円余りを充てることにしている。

団体では, 職員のスキルアップが喫緊の課題であり, 長期的には技術継承の面から後継者育成が課題となっている。

最近では, 自動車輸送から環境負荷の小さい輸送手段である貨物鉄道輸送への転換(モーダルシフト)を積極的に提案し, 一般貨物の取扱量の増加と経営全般の効率化や経費削減等に取り組んでいる。具体的には, JR貨物宮城野駅の補完機能として, 仙台臨海鉄道の活用を日本貨物鉄道(株)へ働きかけている。管理部門のスリム化として, 平成18年度2名, 平成19年度1名の減員を行っている。

県としては今後とも, 出資者の立場から必要な助言を行っていくとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 団体の本業である鉄道事業が赤字で、資産運用益によって黒字を計上している状況が認められた。このことは本来の姿とは言えず、鉄道事業での黒字化を目指す必要がある。

ロ 剰余金が12億円余りに上っていることから、株主への配当についても考慮するように指導することが望まれる。

ハ 剰余金を株主に配当しないことや、新たな設備更新計画など、内部留保の用途について、一層の説明責任を果たすよう指導する必要がある。

4 廃棄物対策課:財団法人 宮城県環境事業公社

(1) 団体の概要・財務状況等(平成19年度末現在)

団 体 名	財団法人 宮城県環境事業公社		県の組織存廃方針	存続
			県の支援区分	自立支援
設 立	昭和52年4月1日		所 在 地	仙台市青葉区
資本金(基本金)	1億3000万円		県出資額・率	5000万円・38.5%
職 員 数	常勤役員2人,常勤職員19人			
出 資 目 的 (設 立 目 的)	廃棄物の処理及び再生に関する事業を行うことにより,良好な環境を維持し,もって県民の健康な生活に寄与する。			
主 な 事 業	廃棄物処理事業,廃棄物斡旋・再資源化推進事業など			
県からの財政的 支援 (100万円未満切捨て)				
剰余金・欠損金等 (100万円未満切捨て)	剰余金等	56億0300万円	特定資産など	
	(内訳)退職給付引当資産	1億8500万円	当期末退職給付の要支給額	
	特定災害防止準備資産	15億1200万円	埋立終了後の維持管理費用	
	維持管理積立資産	3億5600万円	"	
	埋立維持管理積立資産	12億7600万円	"	
	施設整備積立資産	13億0500万円	埋立期間中の施設整備費用	
	管理事務所建設等資金積立資産	4億4000万円	管理事務所建替費用	
	公益事業促進資金積立資産	6億6100万円	公益事業費用	

注)出資者は,環境事業公社(自己資金)と,宮城県(出捐金)である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体は,財務状況が良好で自立しており,県からの財政的支援及び職員の派遣は行われていない。

小鶴沢処理場での埋め立てが可能なのは平成32年までで,埋め立て終了後20年間の維持管理が必要であり,団体ではこの期間にかかる維持管理費用を56億7000万円と試算している。平成19年度末の積立金総額は,31億4400万円であり,今後25億円程度の積立を必要としている。

県内唯一の大規模管理型最終処分場としての役割を果たすことと,埋立終了後に必要とされる維持管理費用が確実に積立できるよう,今後とも指導・助言していくとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 団体は、「公共関与による産業廃棄物処理施設の設置運営主体」として、県の関与を背景に、その信用力をいわば利用してきたと言える。団体の特定資産の運用益は、年間4500万円に達している。埋め立て終了後の維持管理費は、直ちに支出しなければならないものではない。

現在の県の財政状況を考慮して、団体には、設立以降支援をしてきた県に対して、財政的な貢献について検討するよう働きかけてはどうか。

ロ 団体が保有する埋立終了後の維持管理費用などの特定資産を県の財政に組み入れることに関し、県担当課では、資産の処分は団体設立の経緯や法令による規制があるとして、極めて慎重な立場をとっている。

しかし、県担当課にあっては、法令制定当時と社会情勢も大きく変わっていることなどから、所要の法改正等についても、関係機関に働きかけていくことが必要である。

ハ 常例検査について、検査は毎年1回以上（団体数が著しく多数の場合でも3年に1回）行うこととされているが、平成14年度以降は、平成19年度に実施されており、5年間隔となったことが認められた。規定に従った期間で実施すべきである。

5 社会福祉課:社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

(1) 団体の概要・財務状況等 (平成19年度末現在)

団 体 名	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会		県の組織存廃方針	存続
			県の支援区分	改善支援
設 立	昭和27年5月17日		所在地	仙台市青葉区
資本金(基本金)	1100万円		県出資額・率	1000万円・90.9%
職 員 数	常勤役員2人, 常勤職員313人			
出 資 目 的 (設 立 目 的)	宮城県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化, 福祉サービス利用者の健やかな育成及び能力に応じた地域生活支援並びに高齢者の健康と生きがいがづくり促進により, 地域福祉の推進を図る。			
主 な 事 業	社会福祉法に基づく社会福祉事業, 高齢者の生きがい対策事業など			
県からの財政的 支援 (100万円未満切捨て)	委託金	29億7800万円	指定管理者委託料ほか	
	補助金	4億8400万円	退職金助成補償ほか	
剰余金・欠損金等 (100万円未満切捨て)	剰余金等	39億7700万円	特定積立金や生活福祉資金原資等	
	(内訳) 社会福祉振興基金	1億8500万円	市町村社協との調整, 連携事業	
	ボランティア基金	8億2100万円	ボランティア活動に対する援助	
	いきいき高齢者支援基金	5億6400万円	運用利益活用	
	運用財産基金	7億1900万円	生活福祉貸付金の貸付残高	
	その他の積立金	11億3700万円	退職手当積立準備金など	

注) 基本金は, 宮城県と岩沼市が出資した。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

県担当課では, 本県における地域福祉の中核を担う団体として着実に成長しており, 3団体(宮城いきいき財団, 宮城県福祉事業団, (旧)宮城県社会福祉協議会)統合の成果として, 人事交流による職員の質の向上, 県補助金や人件費の節減などが図られたと評価している。

自立的経営基盤の強化を図るように指導を続けてきた結果, 自主事業に対する県からの補助金の額は, 年々減少しつつあるとしている。

補助・委託金の執行状況及び成果の検証, 補助金・委託金のあり方についても見直し, 自主事業の効率的な実施など, 自立した運営ができるよう, 引き続き経営基盤の強化について指導・助言するとしている。

現在, 団体では「経営企画委員会」を設立し, 組織体制のあり方等を検討中であり, その結果等を踏まえて, 今後の指導内容等を決定するとしている。

(3) 監査の所見・課題等

- イ 団体が持つ基本金（県出資分）は，県が県立社会福祉施設の運営を委託する目的で，宮城県福祉事業団の設立のために出資したものである。現在，団体は，県立福祉施設の指定管理者となっており，基本金の組み入れ対象となる事業を行っている。しかし，県立社会福祉施設の運営にあたる指定管理者の選定には「公募制」が採られているため，団体だけが指定管理者であり続けるとは限らない。基本金については，公募制による指定管理者制度の導入に伴い，その取扱いを検討する必要がある。
- ロ 社会福祉振興基金，ボランティア基金，いきいき高齢者支援基金は，県の補助金などを原資として造成され，ここから生じる運用益を事業費の一部に充てている。これらに更に県補助金を加えて事業を実施しているが，将来に向け，団体が自立して事業活動できるように指導することが望まれる。
- ハ 社会福祉事業振興資金貸付事業は，ここ3年間利用がない状況であるので，縮小または廃止の方向で検討してはどうか。
- ニ 生活福祉資金及び離職者支援資金の貸付金に関して，償還が著しく遅延しているものが多数認められたので，改善を指導する必要がある。また，多額の貸付原資残高があるので，事業規模の検討についても指導が必要である。
- ホ 県立社会福祉施設を民間移譲するに当たっては，移譲後も利用者が満足するサービスが提供されるよう環境整備を進めるとともに，サービスの質を維持・向上できる者を選定するよう努めること。

6 新産業振興課:株式会社 インテリジェント・コスモス研究機構

(1) 団体の概要・財務状況等 (平成19年度末現在)

団 体 名	株式会社 インテリジェント・コスモス研究機構		県の組織存廃方針	存続
			県の支援区分	改善支援
設 立	平成元年2月10日		所 在 地	仙台市青葉区
資本金(基本金)	60億9300万円		県出資額・率	10億円・11.8%
職 員 数	常勤役員6人, 常勤職員13人			
出 資 目 的 (設 立 目 的)	「東北インテリジェント・コスモス研究機構」の戦略的推進組織として設立する。			
主 な 事 業	国の政策と連携した産業創出支援事業, インキュベーション・コーディネート事業など			
県からの財政的 支援 (100万円未満切捨て)	補助金	300万円	知的クラスター創成事業ほか	
剰余金・欠損金等 (100万円未満切捨て)	繰越欠損金	23億6300万円		

注) 主な出資者は, 東北電力(株), 宮城県, 仙台市である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体が行っている事業については, 需要が多く, 拡大傾向にあるとしている。

団体に対しては, 自動車関連の産学連携プロジェクトなど, 県の産業振興施策について積極的に情報提供を行っていることから, 県の施策を意識した事業展開が容易で, 県の意向が反映されているとしている。

繰越欠損金が生じた主な原因は, 資産運用において, 外国債券の評価損によるものであるが, ユーロ円債は運用開始以来の長い目で見れば黒字で, 債券銘柄についても一般的には優良銘柄と認識しているとしている。

また, 株主総会への参加などにより, 経営状況の把握に努めるとともに, 投資有価証券評価損が大きい(3億6400万円余り)ことから, 運用のあり方について改善を求めているとしている。

団体では, 投資有価証券運用の見直しにより, 平成17年度以降3期連続で経常利益の黒字が図られているが, 保有金融債券のうちユーロ円債の運用が, 世界的な金融危機などの影響を受け, 著しい評価損が発生し, 欠損金の拡大を招いている。

このことから, 団体には, 「第 期宮城県公社等外郭団体改革計画」に係る改革への取り組みを着実に実施するよう指導するとともに, 投資有価証券の適正な運用についての助言や一般管理費・人件費等の縮減など, より一層の財務体質の健全化の推進を求めていくとしている。

(3) 監査の所見・課題等

- イ 運用財産の評価損が発生しているが、資産運用はもとより財務全般に対する指導が必要である。
- ロ 団体が行っているのは先端的な夢のある事業であるが、事業の評価を確実に行うとともに、その成果を地域産業の振興に貢献させるよう指導することが望まれる。
- ハ 県は筆頭株主でないが、出資者としてより積極的な関与が必要である。

7 国際経済課:株式会社 仙台港貿易促進センター

(1) 団体の概要・財務状況等(平成19年度末現在)

団 体 名	株式会社 仙台港貿易促進センター		県の組織存廃方針	当面の存続
	-		県の支援区分	改善支援
設 立	平成7年12月4日		所在地	仙台市宮城野区
資本金(基本金)	21億8750万円		県出資額・率	7億1000万円・32.5%
職 員 数	常勤役員3人, 常勤職員10人			
出 資 目 的 (設 立 目 的)	仙台港地域において輸入促進基盤施設の整備を行い, 本県の貿易の促進を図る。			
主 な 事 業	オフィス等の賃貸, 県企業局持分の管理受託, 県からの貿易関係啓発事業の受託, 仙台国際貿易港物流ターミナル賃貸事業など			
県からの財政的 支援 (100万円未満切捨て)	委託金	6100万円	啓発事業, 施設運営管理事業	
	賃借料	2100万円	展示室の賃借料	
剰余金・欠損金等 (100万円未満切捨て)	繰越欠損金	11億7400万円		

注) 主な出資者は, 宮城県, 仙台市, 中小企業基盤整備機構である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

繰越欠損金は建物の減価償却によって生じたもので, 経営改善5カ年計画の策定やオフィス入居率の向上等について指導・助言を行ったとしている。

団体では, 現在, 経営上の諸課題に対する抜本的改革を実施しており, その改革を支援するため, 県職員を短期間派遣する必要があるとして, 平成20年12月に職員1名を派遣している。

団体の平成21年度からの単年度黒字化を目指し, 物流関係も含めた幅広い視点からの改善について, 指導・助言を行うとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 県は、累積赤字がかさみ経営改善が見込めない「仙台港国際ビジネスサポートセンター（通称：アクセル）」をどうするか、全庁的立場で在り方を検討するなど、経営方針を決める必要がある。

ロ 「アクセル」の3分の1を団体が、3分の2を企業局が所有している。このような区分所有の在り方が、経営改善に支障をきたしていることが認められた。このため、企画運営の一本化について、強力に検討を進める必要がある。

ハ 「アクセル」と「みやぎ産業交流センター（通称：夢メッセみやぎ）」の運営の一体化、さらには、組織統合について検討する必要がある。

ニ 県には、仙台港、その隣接地域の利活用を総合的に企画調整する機関がない。大型商業施設の進出や埠頭用地の新車集積専用化の動きなどから、関連団体や企業との連携により、新たな機関の設置を含め、総合的な利活用を検討する必要がある。

ホ 仙台市は県と同じく筆頭株主であるが、展示室の賃借を平成17年度末で打ち切っている。周辺環境も変わってきていることから、仙台市に事業への参画及び財政的支援を働きかけてもよいのではないか。

8 国際経済課:財団法人 みやぎ産業交流センター

(1) 団体の概要・財務状況等(平成19年度末現在)

団 体 名	財団法人 みやぎ産業交流センター		県の組織存廃方針	存続
	-		県の支援区分	自立支援
設 立	平成6年8月1日		所在地	仙台市宮城野区
資本金(基本金)	17億7900万円		県出資額・率	9億円・50.6%
職 員 数	常勤役員2人,常勤職員8人			
出 資 目 的 (設 立 目 的)	産業振興推進のための国際見本市,その他の見本市,展示会,会議,イベント,大会等の開催及び産業情報の提供等の諸活動を行うことにより,宮城県産業の振興に資するとともに,県民文化の向上に寄与する。			
主 な 事 業	見本市,展示会等の企画・開催,施設の管理運営,産業情報の収集・提供など			
県からの財政的 支援 (100万円未満切捨て)	交付金	700万円	指定管理者交付金	
	負担金	200万円	展示棟床面修繕負担金	
剰余金・欠損金等 (100万円未満切捨て)	剰余金等	5億6700万円		
	(内訳)現金・預金等	2億3300万円	経済情勢等の変化に対応	
	減価償却引当資産	1億5700万円	償却資産の買換え	
	施設補修積立資産	1億7700万円	大規模修繕等	

注) 主な出資者は,宮城県,仙台市である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体の経営は安定している。施設は県の所有であるが,剰余金等を「減価償却引当資産・施設補修積立資産」に充てている。団体が指定管理期間中は,毎年5500万円を県に納付することと,施設管理のための修繕(1件300万円以上,修繕種目を規定)については県が負担するという協定を結んでいる。

新規催事の誘致や稼働率向上に向けて,効率的な管理運営,サービス向上などの助言・指導を行っているとしている。

新公益法人制度では「一般財団法人」に区分される可能性が大きく,その方向で検討する必要があるとしている。

(3) 監査の所見・課題等

- イ 団体の主な業務は“管理業務”であることから，人員の削減などで経費節減を一層進めることが可能である。また，公益法人としては内部留保が多すぎるのではないか。
- ロ 施設補修積立資産を県に納付させているが，今後とも励行されるよう指導するとともに，なお一層の県財政への貢献を指導されたい。
- ハ 団体が指定管理者を継続できるよう更に事務改善を行うとともに，事業の積極的拡大と充実に努めるなど，他の公社等の模範となることを期待する。
- ニ 北海道・東北地方で最大の面積を誇る展示場を活かし，新規催事の誘致や顧客の獲得など積極的な営業活動の展開が必要である。
- ホ 隣接する土地の活用において，場当たりの利用が認められた。これは，仙台国際貿易港周辺地域の土地や施設利用を，計画的かつ総合的に調整する機関がなかったことに他ならない。調整機能を担う機関の設置を検討する必要がある。

9 農業振興課:社団法人 宮城県農業公社

(1) 団体の概要・財務状況等(平成19年度末現在)

団 体 名	社団法人 宮城県農業公社		県の組織存廃方針	存続
			県の支援区分	重点改善支援
設 立	昭和45年12月11日		所 在 地	仙台市青葉区
資本金(基本金)	12億2020万円		県出資額・率	7億7060万円・63.2%
職 員 数	常勤役員2人,常勤職員46人			
出 資 目 的 (設 立 目 的)	農業経営の安定を図るため,農地保有の合理化・農畜産業の振興に関する事業及び農地等の保全に関する事業を行い,もって宮城県の農業の健全な発展に寄与する。			
主 な 事 業	農地保有合理化事業,畜産環境総合整備統合補助事業,農業農村整備事業関連受託事業など			
県からの財政的 支援 (100万円未満切捨て)	委託金	3億2000万円	牧場管理運営,肉用牛資源供給他	
	補助金	6億6800万円	畜産環境整備事業他	
	貸付金(残高)	400万円	農業生産法人出資育成事業資金	
	損失補償(残高)	11億4000万円		
剰余金・欠損金等 (100万円未満切捨て)	繰越欠損金	7億1600万円		

注) 主な出資者は,宮城県,農畜産業振興機構,市町村である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

平成19年度は「中期経営改善計画策定」のため,「公社経営改善検討委員会」等に参加するなどして,経営の改善に向けた,指導・助言を行ったとしている。

団体の未収金は,農地保有合理化事業に伴う農地売買代金や貸付金等である。平成15年度の年度末残高は,5億8663万円だったが,平成19年度末残高は,1億6971万円まで縮減していることが認められた。

団体が行う農地保有合理化事業,優良肉用子牛の生産・配布事業,自給飼料の増進・利用促進事業等は,農政施策上,重要な役割を担っていることから,県としても必要な事業支援を行っていく考えである。

今後は,団体自身に自立的な運営を図るための経営努力を,これまで以上に強力に求めていくとしている。具体的には,繰越欠損金の解消であり,「経営改善計画」の進捗状況の把握と経営改善のための指導・助言であるとしている。

(3) 監査の所見・課題等

- イ 多額の繰越欠損金が生じており、健全な経営を行ってきたとは言いがたい。経営改善計画は、団体の存続、現組織の維持といった考え方で作られ、県の融資や補助を受けるという依存的な内容となっており、抜本的な改善を指導する必要がある。
- ロ 団体の事業分野が、農地保有合理化事業、畜産事業、牧場事業などにわたり、各事業の経営改善に当たっては、専門的な支援・指導が必要である。
- ハ 使命が終わった事業はないか、団体でしかできない事業なのか、各事業の評価と必要性を吟味し、団体の在り方について根本から検討する必要がある。

10 農業園芸環境課:社団法人 みやぎ原種苗センター

(1) 団体の概要・財務状況等 (平成19年度末現在)

団 体 名	社団法人 みやぎ原種苗センター		県の組織存廃方針	存続
			県の支援区分	自立支援
設 立	平成4年1月27日		所 在 地	岩沼市
資本金(基本金)	9億円		県出資額・率	5億円・55.6%
職 員 数	常勤役員1人,常勤職員12人			
出 資 目 的 (設 立 目 的)	農家からの需要に迅速に対応できる優良種苗の生産供給体制を確立するとともに,その栽培管理等の指導体制を強化し,品質及び生産性の優れた競争力のある本県農業の構築に資するため設立された同法人への助成策の一環。			
主 な 事 業	主要農作物種子対策事業,農産物流通改善対策事業,主要農作物原種・原原種の生産作業業務受託,園芸種苗の生産供給と普及推進など			
県からの財政的 支援 (100万円未満切捨て)	委託金	3200万円	原種・原原種生産作業業務	
	補助金	1100万円	みやぎ米情報ネット整備事業	
剰余金・欠損金等 (100万円未満切捨て)	剰余金等	2億7100万円		
	(内訳)特定資産	1億2200万円	施設設備積立資産他	
	その他の固定資産	2600万円	車両,機械・器具,備品他	
	剰余金	1億2300万円	主要農作物種子更新経費,次年度予算へ充当他	

注)基本金は,宮城県(出捐金),全国農業協同組合連合会宮城県本部などが出資した。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

県担当課では,団体での技術指導や水稻一部品種の晩期栽培の実施,薬剤抵抗性病害虫発生抑制のための使用農薬制限等について,県の意向や指導が良く反映されたとしている。

総会,理事会等へのオブザーバーとしての出席や事業推進事務局会議への参加,法人検査等をとおして,団体の自立運営について支援しているとしている。

県職員の派遣については,平成17年度から「みやぎ米情報ネット整備事業」の運営支援のため,1名を派遣していたが,事業が完了したことにより,平成19年度末で引き上げていた。今後の派遣予定は,現時点ではないとしている。

今後は,新公益法人制度の施行に伴い,団体が公益法人として,新しい法人へ移行出来るよう適切な指導・支援を行いたいとしている。

団体の内部留保は,年間事業費・管理費(およそ2億円)の30%を上回る9000万円となっている。その活用方法として,団体では,冷害等に備えて備蓄している主要農作物(稲・麦・大豆)の残量処理経費であるとし,当面,取扱手数料の値上げが難しいことなどから,不足分を内部留保から充当してい

くとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 団体の理事長を知事が務めている。団体設立当初の必要性は認めても、現在はその役割は終えたと考える。知事の充て職が非常に多く、知事が総会に出席できないという弊害も少なくない。見直すよう指導する必要がある。

ロ 団体は、発足してから16年を経過し、運営も安定しており、発足当時必要とした基金の役割は全うしたのではないかと考える。県担当課では、県の出資金の果実をもって会費相当分と解釈していたが、このたびの新公益法人制度による移行手続きを機会に出資金を清算して、以後は、県も会費を負担し、会費で運営するという社団法人としての本来の形態を検討してはどうか。

ハ 団体は、公益法人であり税制面で優遇されている。一定水準以上の内部留保を持つことは適切とは言えない。

11 畜産課:石巻埠頭サイロ株式会社

(1) 団体の概要・財務状況等 (平成 19 年度末現在)

団 体 名	石巻埠頭サイロ株式会社	県の組織存廃方針	存続
		県の支援区分	自立支援
設 立	昭和 43 年 4 月 23 日	所 在 地	石巻市
資本金(基本金)	2 億 8 3 4 0 万円	県出資額・率	6500 万円・22.9%
職 員 数	常勤役員 3 人, 常勤職員 25 人		
出 資 目 的 (設 立 目 的)	飼料原料を安定的に供給することにより, 畜産の振興に寄与する。		
主 な 事 業	飼料用原料の搬入, 保管, 搬出に係る事業		
県からの財政的 支援 (100 万円未満切捨て)			
剰余金・欠損金等 (100 万円未満切捨て)	剰余金等	32 億 4400 万円	
	(内訳)設備更新積立金	25 億 7500 万円	金銭配当, 設備更新積立金
	任意積立金	4 億 5900 万円	
	繰越利益剰余金	1 億 4000 万円	

注) 主な出資者は, 全国農業協同組合連合会, 宮城県, 北日本くみあい飼料(株)である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体は, 当期利益 1 億 3 0 0 0 万円前後を安定的に計上している優良会社である。当期繰越利益剰余金から期末配当として, 2 8 3 4 万円を株主に配当している(宮城県には 6 5 0 万円の配当があった。)

飼料原料の安定的な供給に関して, 県の意向等を総会時期に合わせて会社側に伝えており, その意向等が良く反映されていると評価している。

全農の主たる飼料工場が石巻市内にあり, 立地上のメリットから経営状況も良好であり, 引き続き自立に向けて, 団体の主要業務である飼料原料の安定供給を柱とした経営体制の充実, 経営改善, 情報公開, 経費節減等について, 支援・指導していきたいとしている。

(3) 監査の所見・課題等

- イ 経営状況が良好であるということで，日ごろの指導の必要性や機会が少
ないように感じられたが，財務状況を把握しておく必要がある。
- ロ 株主配当を行っていることは評価できるが，なお一層の配当率の向上に
向けて検討していく必要がある。
- ハ 今後，設備更新等の必要があるとして積立を行っているが，詳細な設備
更新計画は立てられていない。新たな設備更新の計画を示すなど，内部留
保の用途について，一層の説明責任を果たすよう指導する必要がある。

12 道路課:宮城県道路公社

(1) 団体の概要・財務状況等(平成19年度末現在)

団 体 名	宮城県道路公社		県の組織存廃方針	存続
			県の支援区分	改善支援
設 立	昭和47年4月1日		所 在 地	仙台市青葉区
資本金(基本金)	218億3600万円		県出資額・率	174億1612.5万円 ・79.8%
職 員 数	常勤役員3人,常勤職員21人			
出 資 目 的 (設立目的)	宮城県の区域及びその周辺において,有料道路の建設・管理を総合的かつ効率的に行う等により,県内における地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り,もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。			
主 な 事 業	仙台南部道路,三陸自動車道(仙台松島道路)の維持,管理など			
県からの財政的 支援 (100万円未満切捨て)	負担金	300万円	公社職員共済費負担金	
	債務保証額	168億6500万円	事業資金債務保証	
剰余金・欠損金等 (100万円未満切捨て)	引当金等	485億0100万円		
	(内訳)償還準備金	376億5700万円		
	道路事業損失補填引当金	108億4300万円		

注) 出資者は,宮城県,仙台市である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体の経営については,自立のための効率化に向けて,経費節減,外部委託,新規採用取りやめなどの指導・助言を行ってきたとしている。

県職員の派遣は,平成14年度の4人から毎年度段階的に削減し,平成17年度からは行っていない。

また,改革スケジュールの取り組み内容は,平成18・19年度は仙台松島道路 期事業建設資金の債務保証,平成20・21年度は4車線化工事の債務保証であり,その他は今後の業務量に応じた適切な組織再編についての指導・助言としている。

剰余金等について,平成19年度末現在,485億132万円となっている。

しかしながら,剰余金としての勘定残高であり,多くは過去の長期借入金の償還に充てられている。年度別の償還額は,平成20年度が約41億円,21年度が約28億円,22年度が約27億円,23年度が約14億円,24年度が約9億円,以後順次減少していくが,今後,仙台松島道路 期事業にかかる長期借入金の償還が始まる(平成21年度)と,その償還額が加算されることになる。

平成17年度包括外部監査において,「道路事業損失補填引当金」を償還準

備金に充当することを望むとする意見が付されているが、将来事業の不可測性により未償還額が発生した場合の危険を回避することが出来なくなるとの理由から、措置を講じないと回答している。

(3) 監査の所見・課題等

- イ 団体内部で資金繰りを綿密にすることによって、借りなくても済む借入金があったのではないかと考えられる。道路建設等を行うに当たって、定型的に県の債務保証を得て金融機関から資金を借り入れているが、流動資産と流動負債の差額が約45億円あることから、引当金を一時的に流用するなどし、借り入れ金額を抑制するような方法の選択について指導する必要がある。財政健全化の観点からも、県の債務保証を減らし、将来負担比率を下げる努力が必要である。
- ロ 仙台都市圏自動車専用道路の国との管理再編を早急に進め、利用者サービスの向上を図るとともに、早期に県へ出資金が返還出来るよう、団体とともに、国及び関係機関に働きかけていく必要がある。
- ハ 職員の給与水準が公社等の中では相当高い水準である。他団体とのバランスを考慮すべきと考える。
- ニ 団体は、道路整備特別措置法に基づき、道路事業損失補填引当金108億円余りを積み立てている。団体の経営にとって不利になる災害や経済事情の変動の発生、外的環境の変化などの可能性から他に充当できないとしていることは理解する。しかしながら、現在おかれている県の財政状況を考慮し、団体には、設立に関与した県に対して、財政的に何らかの貢献ができないか検討すべきである。
- ホ 関係法令が制定された当時と比べ、健全化法が公布されるなど社会情勢が大きく変化し、地方自治体の経営状況も危ぶまれているところである。県担当課にあっては、所要の法改正等についても、関係機関等に働きかけていくことを望む。

13 空港臨空地域課: 仙台空港鉄道株式会社

(1) 団体の概要・財務状況等(平成19年度末現在)

団 体 名	仙台空港鉄道株式会社		県の組織存廃方針	存続
			県の支援区分	改善支援
設 立	平成12年4月7日		所 在 地	名取市
資本金(基本金)	71億2900万円		県出資額・率	37億6900万円 52.9%
職 員 数	常勤役員4人, 常勤職員48人			
出 資 目 的 (設 立 目 的)	鉄道事業法による第一種鉄道事業及び付帯・関連する事業を行う。			
主 な 事 業	鉄道事業法による第一種鉄道事業など			
県からの財政的 支援 (100万円未満切捨て)	貸付金(残高)	78億5900万円		
	損失補償(残高)	88億8700万円		
剰余金・欠損金等 (100万円未満切捨て)	繰越欠損金	15億4300万円		

注) 主な出資者は、宮城県、仙台市、名取市である。

(2) 県担当課の指導・支援の状況に関する監査結果

団体には、平成19年度末現在、15億4300万円の繰越欠損金がある。その主な要因は、利用人員が計画の67%で営業収益が同73.2%となったこと、本格的な利息の支払い時期が到来したこと、設備投資の減価償却があったことなどである。また、プロパー職員の育成途上にあり、JR及び県から派遣を受けざるを得ない状況にある。

団体では常勤役員の報酬を、代表取締役社長は10%、専務取締役は5%、常務取締役は3%カットして、経費節減に努めている。

出資は県以外の自治体も行っているが、将来の債務は県の責任とする旨の取り決めがなされている。

県の貸付金残高は78億5900万円で、据え置き期間20年の30年償還となっている。また、損失補償残高は88億8700万円で、政策投資銀行外8行からの借入金の債務保証をしているものである。

団体の経営改善に向けた取り組みとしては、利用実態を考慮したダイヤ改正、ICカード相互利用の拡大、「仙台まるごとパス」の販売拡大、快適な駅を目指したサービス改善、各種イベントの実施などである。

今後も関係団体、仙台空港ビルと連携しながら、各種イベントの開催やPR活動の推進や派遣職員の計画的な削減など、利用促進と経営改善の両面から空港鉄道の運営強化を図りたいとしている。

これに対して、県担当課としては、仙台空港ビルと連携し、空港及びその周辺でのイベント等を活用するなどして、利用者増・収入増につなげていくよう

指導・助言するとしている。

(3) 監査の所見・課題等

イ 平均乗車率が計画の7割程度に低迷している状況では、需要予測が甘かったと言わざるを得ない。団体として経営改善に向けての努力は見られるが、地元市やJR東日本、関係機関等と早急に協議の上、駅周辺の開発や航空機の増便など利用者拡大に向けた努力をする必要がある。

ロ 銀行からの借入金を県が債務保証している。このことは、県の将来負担比率を押し上げており、単年度黒字に向け、なお一層努力する必要がある。

ハ 県として、事業自体や経営の現状等に共通の危機意識を持って、空港等の総合的利活用のため、新たな企画調整機関の設置を含めた、抜本的な改善策の検討が急務である。

第5 監査の意見

今回の行政監査の対象とした公社等については、「第一期宮城県公社等外郭団体改革計画における公社等外郭団体の分類」による「公社等のあり方」並びに「県の支援の区分」に従い、県（担当課）として指導・支援を行っていることを確認したところである。

これに基づき、県が行う今後の指導・支援の考え方などについて述べる。

1 資産運用について

資産運用については、資産運用規程等を定め有価証券で投資運用しているケースがほとんどであるが、高い配当を追求し多額の評価損を出している団体や、営業利益の赤字を資産運用益でカバーし黒字決算している団体が認められた。

資産運用に当たっては、リスクについても十分検討を行い、慎重な運用をさせるべきである。

2 財務全般のチェックについて

多額の内部留保資金を有しながら、新たな資金を借り入れし、加えて、県が債務保証を行っているケースが認められた。

内部資金のやり繰りによっては、借り入れが不要な場合が考えられる。このことは、県の「将来負担比率」低下に寄与することから、財務全般にわたる状況分析の徹底が必要である。

なお、公益法人の常例検査についても、規定に基づき適正に行うべきである。

3 県負担の軽減に対する寄与について

各団体の事業目的や設立目的から、基本的に県に対し積極的な支援・協力の義務はなく、かつ、各種法律・規則等で制限されていることが認められた。

しかしながら、本県がおかれている財政状況を踏まえると、出資金等が税金であることを念頭に、何らかの県の財政的負担の軽減に寄与すべきことを積極的に指導する必要がある。

特に法規制がある場合にあっては、当該規制の解除等について、関係機関等へ働きかける必要がある。

また、公益法人としての内部留保の金額について、適正規模を超えていると認められるケースもあり、適正化について指導する必要がある。

4 公社等のあり方について

- (1) 経営改善計画については、作成当初から補助金等を見込んだ、言わば依存的な計画となっているケースが認められたが、自立に向けた計画とすべきである。

各団体とも、「中・長期ビジョン」を作成し取り組んでいることは認められるが、資金計画等において、資金調達時期とその内容が適切なものとなっていないものや、必ずしも必要とは思われない先行積立が認められた。県は、不必要な支援を行わないなど、直接・間接的な財政負担を軽減するよう配慮すべきである。

- (2) 減資については、安易に行われることがないように、団体の経営状況には十分留意する必要がある。

また、株主配当については、経営が良好な団体に対しては、適正な配当を要求すべきである。

- (3) 関係の密接な団体同士が、様々な要因から統合が見送られているケースが認められた。

団体同士の統合にメリットがある場合は統合するなど、多角的視点に立った統廃合の検討が必要である。統合は、より戦略的な経営を可能にするとともに、役職員の削減によって、財政的にも大きな効果が期待されることから、管理部門の事務の共同化など段階的な統合についても検討すべきである。

- (4) 長期間にわたって不健全な経営が続いている団体の存在が認められた。

団体の設立目的に照らし、団体の使命を果たし終えたものや、今日の社会に適合しなくなったものは、事業の縮小や解散等も視野に、改革する必要がある。

- (5) 役職員等については、事業目的と事業量に応じた適正な役職員数となっているか、人選において安易に充て職としていないか、また、充て職等により、役職員の給与水準の高止まりが起きていないか、同種団体との比較検討などをする必要がある。

また、採用にあたっては、能力主義を基本スタンスとすべきである。

5 まとめ

県は、公社等の財務状況や経営状況を、今まで以上に正確に把握し、内容を分析することが必要である。

その結果、経営的に良好な団体については、「自立・独立」を原則に、自己資産の有効活用を積極的に推進するよう指導すべきである。また、反対に累積赤字をかかえる団体については、「廃止」も視野に、適正規模への改編を図ることなどにより、財政負担（債務保証等を含む。）の軽減に寄与することが必要である。

この財政負担の軽減は、健全化法に基づく、県の「将来負担比率」にも大き

く影響することから，この考え方を公社等に認識させることが必要である。

現在，本県がおかれている財政の危機的状況を踏まえると，これまで述べてきたことが喫緊の課題であると考えます。